

結婚相談所運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会結婚相談所（以下「相談所」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(相談所の設置)

第2条 相談所は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会ふれあい福祉センター更埴に設置し事務局を置く。

2 相談所は、日時場所を指定し定期的に相談日を設けるほか、各種イベント等の企画運営を行う。

(結婚相談員)

第3条 結婚相談員（以下「相談員」という。）は、社会福祉に知識と経験を有し、人格識見の高い者のうちから社会福祉法人千曲市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(職務)

第4条 相談員は、相談事業の進展を図るとともに、市民の結婚相談に応じるものとする。

2 相談員にあつては、必要に応じて他の相談員との連絡を密にし、その協力を得て相談の解決を行うほか、各種相談事業の推進にあたる。

(任期)

第5条 相談員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(結婚相談員連絡会議)

第6条 相談員の連携と情報交換を目的として、月1回結婚相談員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設ける。

2 連絡会議には会長と副会長を置き、委員の互選により定める。

3 連絡会議は、相談員で構成し、会長が招集しその代表を務める。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

